

古代四川の岷江上流域における楚系青銅器の伝播と受容

—牟托一号石棺墓出土の青銅礼楽器の分析を中心として—

岡本真則

はじめに

一、石棺墓の年代は戦国から前漢を中心とし、下限は後漢代まで至る（表一 参照）。

土坑の中に石板を用いて棺を築く所謂石棺墓は、中国西南の川西高原・藏東高原・滇西高原に見られ、特に岷江上流域に集中的に分布している墓葬形式である。⁽¹⁾ 岷江上流域において石棺墓が発見されたのは一九三〇年代であるが、その研究が本格化したのは、一九六〇年代に馮漢驥・童恩正氏が岷江上流域の調査を行つてからである。これまでの岷江上流域における石棺墓に関する研究成果とその問題点をまとめれば次のようになる（馮・童一九七三、童恩正一九七七・一九七八、夏麦陵一九九五、小澤一九九六、宋治民一九八七・二〇〇一、李先登一九九八、江章華二〇〇一）。

二、石棺墓から出土した遺物には、石棺墓独自の文化（M1:65 動物牌飾など）のほかに、西北の寺窪・安國類型文化（双耳罐・单耳罐などの土器）、四川の巴蜀文化（柳葉形劍などの所謂巴蜀式兵器）、雲南の滇文化（銅柄鉄劍など）との共通性が見られ、周辺文化の影響を強く受けている。

三、石棺墓を残した種族は、岷江上流域に定住し、半農半牧を行つており、漢代にこの地域で活動していた冉駒と考えられるが、その族属については氐羌系種族、或いは氐族、西南夷系種族とする諸説がある。このような状況下で、一九九二年三月に茂県南新郷牟托

表一 岷江上流域の石棺墓の分期

		春秋 前期	戦国			秦至 漢初	前漢		参考 文献
			前期	中期	後期		前期	中後期	
茂県	撮箕山								①
	宮盤山								②・③
	牟托村								①
	城関								③・④
	別立								①
	勒石								⑤
理県	薛城区								⑥
	龍袍砦								⑥
	薛城区								③
	子達砦								⑦
汶川県	佳山								③
	蘿葡萄砦								①
	大布瓦砦								⑥
	昭店村								③
									⑧

[参考文献]①江文華2001、②茂汶1983、③陳祖軍1996、④茂県1994、
⑤蔣宣忠1985、⑥馮・童1973、⑦阿頃1987、⑧叶・羅1999

いに注目されている。簡報によれば、牟托村で発見された石棺墓は、山の斜面に位置し、墓葬一基(M1)、陪葬坑三基(K1~3)からなり、一号坑は一号墓の陪葬坑、二号坑は別の墓の陪葬坑⁽²⁾、三号坑は長年の雨水によって二号坑の遺物が流され、堆積したことで副次的に形成されたものである(茂県一九九四)。また、牟托一号墓及び三基の陪葬坑の年代は、出土遺物の下限である戦国後期と考えられる(李先登一九九八・江章華二〇〇一)。本稿では、岷江上流域の石棺墓に関する先行研究の成果をふまえ、牟托村出土の青銅礼楽器を分析し、これらの性格を明らかにするとともに、石棺墓を残した種族の族属問題を再検討することで、春秋戦国期～漢代にかけて岷江上流域で活動していた種族が、この地域一帯に石棺墓を残した歴史的背景を展望したい。

一、青銅礼楽器の分析

村で発見された石棺墓は、陪葬坑を伴い、有銘器を含む多数の青銅礼楽器が出土した点で、これまでの石棺墓の出土状況と大きく異なり(表二参照)、石棺墓とその文化(所謂石棺葬文化)の認識に新たな視点を与えるものとして大

牟托一号墓及び陪葬坑三基から出土した青銅礼楽器は二五件で、先行研究ではこれらの類例として多くの器を挙げているが(魏啓鵬一九九五、夏麦陵一九九五、宋治民二〇

表二 岷江上流石棺墓出土青銅礼楽器比較表

名称	墓数	編号	青銅礼楽器	出土遺物総数	墓葬年代	典拠
茂県	牟托村	1	M1 K1 K2 K3	罍1、鼎1、蓋1、甬鐘1、 鑄鐘3、鈴1、杯3 蓋3、甬鐘1、鑄鐘1 敦1、蓋3、甬鐘4、鉦2 罍1、鼎1(有銘)	170余 33 33 6	戦国後期 ①
		10	M1~10		247*	戦国中後期 ④
		城関	AM1~11、BM1 BM2甲・乙~4 BM5~11 CM1~8 DM1~16 M1~2	盤6、釜6、鑊8、鈴1	597 53 426 311 54 2	戦国後期 前漢初期 前漢後期 ~後漢初 戦国後期 ~前漢前期 春秋戦国之際~戦国末期以前 ⑤
			BM1~4 BM5~12 BM13~17		200余件	秦漢期 戦国前期 戦国中後期 ④
	別立	17	LM1~14			
	勒石	14				
汶川県	昭店村	1	M1		9	春秋前期 ⑥
	蘿葡萄	3	SLM1 SLM2~3		164 各4	前漢前期 (前175-118)
	大布瓦砦	2	SDM1~2		不明	戦国末~前漢前期 ②
理県	薛城区	1	SNM1		1*	
	龍袍砦	23	SZM1A・B~7		9*	
	子達砦		SZM101~112		21*	
			SZM201~203		各1	
	佳山	15	84LIJSIM1~4 84LIJSIJ祭祀坑 84LIJS II M1~3 84LIJS III M1~4 84LIJSIVM1~4	金1、鑊1	111 7 117 107 28	秦~漢初 前漢前期 前漢中期 ③

[注]*は、土器片数個が発見されていることを示す。

[参考文献]①茂県1994、②馮・童1973、③阿頃1987、④蔣宣忠1981、⑤茂汶1983、⑥叶・羅1999

○一、李先登一九九八、
江章華一〇〇一)、そ
の中に従いがたいも
のが少なからず見られ
るので、本稿ではその
類例を改めて検討し、
これらを器種別に対照
させて表三にまとめた。
以下、これに従って検
討していく。

罍一件について。M

1:A 罋の類例は成都平
原では見られないのに
対し、K 3:6 罋の類例
は牟托一号墓とほぼ同
時代の成都平原で見ら
れる。

K 3:1 鼎について。

鼎蓋には「佳八月衣
(初) 吉丁亥、與子共
自乍 (作) 絳 (繁) 鼎。
其眉壽無疆子孫永寶用

表三 牟托一号石棺墓出土青銅礼楽器類例比較

器種	編号	件数	類例	類例の年代
古代四川の岷江上流域における楚系青銅器の伝播と受容	M1:A	1	①内蒙古自治区寧城県甸子郷小黒石溝村石椁墓出土の銅罍(項・李1995) ②林1989:罍23~26、地方型(罍23:伝湖南省湘陰県出土、24:広西壮族自治区荔浦県出土、25・26:京大人文研考古資料) [備考] ①は垂環がある点がM1:Aと異なる。	①西周後期 ②全て春秋Ⅱ~Ⅲ
	K3:6	1	①四川新都出土の銅罍(5件、林1989:同墓出土青銅器群図表109)(新都1981) ②四川成都三洞橋青羊小区戦国一号墓出土の罍(成都1989) ③對罍(陝西省鳳翔県勸読村出土、林1984:罍54、一型)(全集5-182) ④火龍紋罍(陝西省扶風県斉家村出土、林1984:罍59、一型)(全集5-178~181) [備考] ③・④は垂環がある点がK3:6と異なる。	①戦国後期 (林:戦国ⅠB) ②戦国 ③西周中期 (林:西周Ⅱ) ④西周中期 (林:西周Ⅲ)
	K3:1 (有銘)	1	①河南淅川下寺M7出土の鼎2件(M7:6、M7:7)(河南1991) ②湖北穀城下辛店出土のⅡ式鼎2件(林1989:鼎35、15A型)(襄樊1986) ③湖北随州市季氏梁出土の銅鼎(林1989:同墓出土青銅器群図表31)(随県1980) ④河南陝県後川春秋戦国墓M2061出土の銅鼎(M2061:3)(郭宝鈞1981) ⑤河南洛陽市613所東周墓出土の2式鼎(C1M6112:12)(洛陽1999) ⑥林1989:鼎36・37・71・73、15A型(鼎36:白鶴美術館、37:The Art Museum, Princeton University, Chester Dale and Dolly Collection、71:山西省侯馬市 上馬村5号墓、73:河南省淇県趙溝1号墓)	①春秋中期後段 ②春秋中期 (林:春秋ⅡA) ③春秋中期 (林:春秋ⅡA) ④戦国期 ⑤春秋中後期 ⑥鼎36・37=春秋ⅡA 鼎71・73=春秋ⅡB
	M1:67	1	四川成都市無線電機械学校出土の矮足鼎(全集13-93)	戦国
	M1:71	1	河南潢川県高稻場出土の蔡国の敦1件(編号なし、林1989:蓋7)(信陽一九八〇a)	春秋末戦国初 (林:春秋ⅢB)
	K1:6	3	河南淅川下寺七号墓出土の蓋(M7:8)(河南1991)	春秋中期後段
	K2:2	3		
	K2:1 (蓋)	1	①四川綿竹清道戦国船棺墓出土の銅敦3件(M1:149~151)(王有鵬1987) ②河南新鄭春秋鄭墓出土の銅敦(M1:5、林1989:敦26、6型)(河南1983)	①戦国中期偏晩 ②春秋後期 (林:春秋ⅢA)
	M1:B	1	①広西壮族自治区恭城瑶族自治县出土の青銅甬鐘2件(編号なし、林1989:鐘84、地方型)(広西1973) ②林1989:鐘75~79、地方型(鐘75・76:湖北省武穴市、77:京大人文研考古資料、78:江蘇省高淳県、79:浙江省(京大人文研考古資料))	①春秋末~戦国初 (林:春秋Ⅱ~Ⅲ) ②全て春秋Ⅱ~Ⅲ
	K1:4	1		
	K2:3	1		
	K2:4	1		
	K2:6	1		
	K2:7	1		
	M1:124	1	未見	
	M1:133	1		
	M1:88	1		
	K1:2	1		
	M1:154	1	未見。茂県城関に出土例(AM3:15、茂汶1983)有るも形状異なる。	
	K2:8	1	林1989:鉦7、一型(江蘇省高淳県出土)	春秋Ⅲ頃
	K2:9	1		

之」の銘文がある。これによれば、K 3:1 鼎は「繁鼎」⁽³⁾、即ち春秋中後期の楚系青銅器に見られる鼎の一種である。

類例は、成都平原では見られず、陝西・山西・河南・湖北

境界の黄河・漢水・淮水流域を中心とする一帯に見られ、その年代は④が戦国期とされる以外は全て春秋中後期である。

⁽⁵⁾ 盞四件について。M 1:71 盞の類例は典型的な楚系青銅器に見られる一方で、成都平原では見られない。また、M

1:67 盞の類例は成都平原でのみ見られる。

甬鐘六件について。類例の出土地域は湖北省・広西壮族自治区・浙江省で、戦国時代の楚の領域内である。

鑄鐘四件について。これらは他に類例なく未詳であるが、宋治民・李先登氏⁽⁶⁾によれば、M 1:124 鑄鐘の陽刻四弁花纹や翼龍背上の「山」形图案などの紋様は、中原文化や巴蜀文化には見られない地方的特色である（宋治民「100」・李先登「199」）。

M 1:154 鈴は、他に類例なく未詳である。

鉦一件は器影が公表されていないが、簡報の図（茂県一九九四、図五三一一）を見る限り、江蘇省高淳県出土の鉦が比較的近く、その出土地域は戦国時代の楚の領域内である。

以上から、牟托村出土青銅礼楽器二五件は、以下のよう

に整理される。

A、中原地区ないしは楚系青銅器に類例が見られ、かつ成都平原からも類例が見られるもの（K 3:6 鼎・K 2:1 敦）。

B、中原地区ないしは楚系青銅器に類例が見られるのに對し、成都平原からは類例が見られないもの（M 1:A 鼎・M 1:71・K 1:6・K 2:2 盞・K 3:1 鼎・甬鐘六件・鉦一件）。

C、成都平原からのみ類例が見られるもの（M 1:67 盞）。D、他に類例が見られないもの（鑄鐘四件、M 1:154 鈴）。ここで注目されるのは、これらの青銅礼楽器が所謂巴蜀青銅器ではなく、中原地区ないしは楚系青銅器に類例が見られ、特に楚系青銅器との密接な関わりが看取されることである。これに関して、宋治民氏は牟托村出土青銅礼楽器の多くは、その作りが粗雑であること、及び M 1:124 鑄鐘の紋様には地方的な特色が認められることがから、これらは当地で中原地区の青銅器や楚系青銅器を模倣して製作された可能性が高いと指摘し、李先登氏も鑄鐘四件を当地で製作されたものとする（宋治民「100」・李先登「199」）。しかし、表一に明らかなように、牟托村出土青銅礼楽器の類例は、岷江上流域の他の石棺墓では見られない。従つて、紋様に地方的な特色を持つ鑄鐘四件についてはな

お検討を要するが、これらは当地、即ち岷江上流域で製作されたとは考えがたく、外地から伝来したものと考えるべきである。それでは、これらの青銅礼楽器はどうから岷江上流域へ伝来したのであろうか。上述Aに属すK 3:6 爨・K 2:1 敦の類例のうち、中原地区や楚の領域から出土したものの年代は、西周中期～春秋期であるのに対し、成都平原から出土したものの年代は、牟托村とほぼ同時代の戦国期である。従って、K 3:6 爨・K 2:1 敦は、戦国期の成都平原で中原地区の青銅器や楚系青銅器を模倣して製作されたものが、岷江を遡って牟托村に伝來したと考えられる。

また、上述Cに属すK 1:67 盞についても、その類例の年代が牟托村とほぼ同時期の戦国期であることから、この時期に成都平原で製作されたものが、岷江を遡って伝來したと考えられる。これに対して、上述Bに属す諸器については、成都平原からは類例が見られない以上、岷江からではなく、他の経路から牟托村へ伝來したものと考えざるを得ない。宋治民氏は、上述Bに属すK 3:1 鼎が牟托村へ伝來した経路について、漢水を遡り、上流に至って甘肅南部・四川北部を通り、岷江上流域に達したのであろうと推測する（宋治民1100）。先述したように、上述Bに属すK 3:1 鼎や盞二件の類例は、陝西・山西・河南・湖北境界の黄河・漢水・淮水流域を中心とする一帯に集中的に見られ

る。このような分布状況は、宋治民氏の指摘を実証するものといえる。また、M1:A 爨・甬鐘六件・鉦二件の類例の出土地は、この一帯ではないが、その殆どが春秋戦国期の楚の領域内であり、成都平原ではないことからすれば、これらも漢水経路から伝來したものと考えられる。

以上を要するに、牟托村出土青銅礼楽器二五件は、岷江上流域で製作されたのではなく、外地から伝來したものと考えられ、そのうち、成都平原に類例が見られるものは、牟托村とほぼ同時代に成都平原で製作されたものが岷江を遡って牟托村へ伝來したと考えられる。他方、成都平原に類例が見られないものは、楚の領域内から漢水を遡り、甘肃南部・四川北部を経て牟托村に伝來したと考えられる（後掲図一参照）。

一、春秋戦国期における巴・蜀と楚

前節では、牟托村出土の青銅礼楽器二五件が外地から伝來したものであることを明らかにし、その経路として、成都平原から岷江を遡る経路と楚の領域内から漢水を遡る経路との二つを想定した。そこで本節では、この二つの経路から伝來した背景を春秋戦国期における巴・蜀と楚の関係に着目して検討したい。

この問題を考える上でまず注田されるのは、牟托村出土青銅礼樂器で唯一銘文を持つ K 3:1 鼎である。鼎蓋に「隹八月衣（初）吉丁亥、與子共自乍（作）繁（繁）鼎。其眉壽無疆子孫永寶用之（隹れ八月初吉丁亥、與子共、自ら繁鼎を作る。其れ眉壽無疆、子孫永く之を寶用せん）」とあり、これによれば、K 3:1 鼎の作器者は「與子共」である。魏啓鵬氏はこの「與子共」の「與」を「舉」と解し⁽⁷⁾、さらには「舉」を「𠂔」の仮借字として、「與（舉）子」とは「𠂔子」⁽⁸⁾即ち河南省南陽市宛県の西に封地を有していた姜姓の呂國とする。そして、春秋時代の呂國の変遷に関して、蒙文通氏の説に従い、前五三一年に楚に滅ぼされた後、まづ淮水流域の新蔡（現河南省新蔡県）に遷され、次に長江流域の黃州府（現湖北省黃岡市一帯）に遷されたとしたうえで（蒙文通一九五八、一六〇一七頁・同一九九三、六五〇六六頁）、K 3:1 鼎は黃州に遷された呂人が製作したものとする。また、氏は K 3:1 鼎が牟托村で発見された背景について、「𠂔子」が長江の河畔に遷された時期は、楚が長江を遡り、西上して蜀を領有した重要な時期で、『水經注』卷二十三江水條引の「国蜀・來敏『本蜀論』に見える楚人𦥑（𦥑・鼈）靈が蜀王（開明）となつた説話は、當時の「貴人に令して往きて廣虛の地を賣たさしむ」⁽¹⁰⁾という既定の国策を反映したものであり、このような背景のもと、呂

人の作った K 3:1 鼎が牟托村へ伝わったのであらうと指摘する（魏啓鵬一九九五）。この説に従えば、K 3:1 鼎は春秋後期に黃州に遷された呂人によって製作され、「貴人」の辺地徙民という楚の政策の影響を受け、岷江上流域の牟托村へ伝来したことになる。しかし、上古音韻上、「與（舉）」を「𠂔」の仮借字と解することは可能であるが、金文では「𠂔」字を「𠂔」或いは「甫」⁽¹³⁾と記すのが通例で、「與（舉）」と記す例は他に見られない。また、呂人が黃州に遷されたという指摘についても明らかな証拠はない。⁽¹⁴⁾従つて、魏啓鵬氏の説はなお検討を要すると言わざるを得ないが、前節で検討した通り、K 3:1 鼎が「繁鼎」という典型的な楚系青銅器の一つであること、及び牟托村出土青銅礼樂器のうち、前節で B に分類した K 3:1 鼎や蓋二件などの類例が、陝西・山西・河南・湖北境界の黄河・漢水・淮水流域を中心とする一帯に集中的に見られることなどからすれば、K 3:1 鼎の製作背景を漢水・淮水流域にあつた楚の附庸国に求め、かつ牟托村に伝来した背景を「貴人」の辺地徙民という楚の政策に求めた点は大いに注目される。

ここで春秋戦国期における漢水・淮水流域にあつた楚の附庸国とその青銅器について見てみると、これら小国の青銅器が、その国の所在地以外の地域から出土した例のあることが注目される。例えば、先述した呂国の青銅器は、湖

北省信陽市と河南省淅川下寺春秋楚墓から出土している。

さらに淅川下寺からは、淮水流域の江国と蓼国⁽¹⁵⁾の青銅器も出土している（信陽一九八〇b・河南一九九一、二五七⁽¹⁶⁾二八七頁）。淅川下寺出土の呂国・蓼国⁽¹⁷⁾の青銅器に関して、報告者は両国滅亡後にこれらの青銅器が楚人の手に渡り、墓に埋葬されたのであろうと指摘する（河南一九九一、三二六⁽¹⁸⁾三二七頁、四三四百⁽¹⁹⁾）。また、黄国⁽²⁰⁾のあつた河南省潢川県には蔡公子義工の墓葬があり、そこから七件の青銅器が出土している。簡報によれば、その年代は前四九三⁽²¹⁾前四四七年の間で、この墓葬が当時蔡国⁽²²⁾のあつた下蔡（州来、現安徽省寿县）ではなく黄国⁽²³⁾の地にあるのは、蔡公子義工⁽²⁴⁾が戦俘ないしは人質としてこの地に居たためとする（信陽一九八〇a⁽²⁵⁾）。このような楚による漢水・淮水流域諸国⁽²⁶⁾の滅国・遷徙の事例は、『左伝』や『史記』卷四〇楚世家⁽²⁷⁾からも確認される。これらのことから、楚の附庸国であつた小国の青銅器がその所在地以外の地域から出土するという現象は、春秋⁽²⁸⁾～戦国初にかけて、楚が対外的に勢力を拡大する過程の中で、これらの小国を滅ぼし、或いは遷徙させ、その際に小国の青銅器が楚人の手に渡つたり、小国人層たちが遷された先で製作していたためと理解される。これに従えば、牟托村出土青銅礼楽器のうち、前節でBに分類したものは、このような形で楚の領域内で流通し

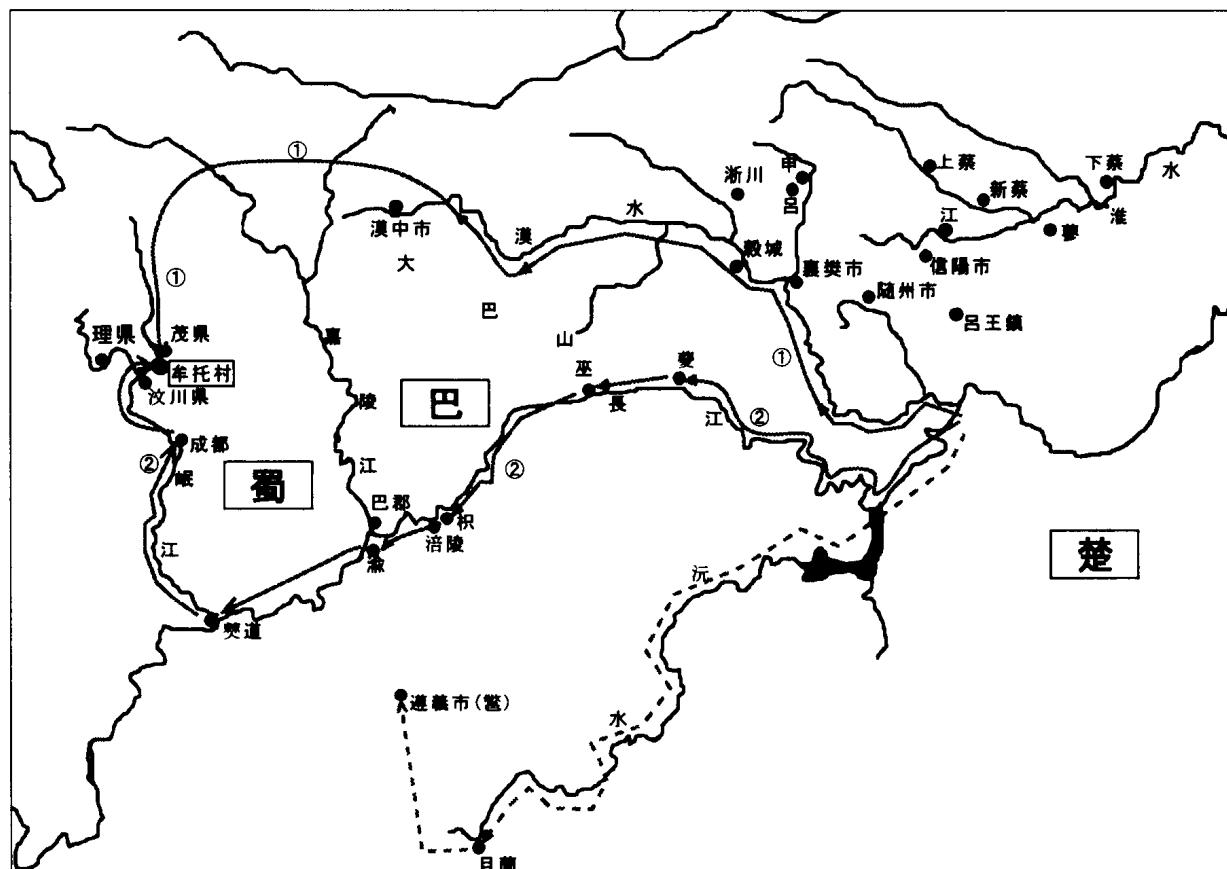
ていたものが伝來したと考えられる。

それでは牟托村出土青銅礼楽器は、具体的にどのようにして岷江上流域へ伝來したのであろうか。この問題を考える際に注目されるのは、『呂氏春秋』開春論貴卒に

吳起、荊王に謂いて曰く、「荆、餘り有る所の者は地なり、足らざる所の者は民なり。今君王、足らざる所を以て餘り有る所を益す。臣、得て爲さざるなり」と。是に于いて貴人に令して往きて廣虚の地を實たさしむ。皆な甚だ之に苦しむ。

とある記述である。これは所謂吳起変法に関する内容で、戦国前期後半、楚の悼王（位前四〇一～前三八一年）が吳起の進言を受けて、領土拡大の国策として楚の貴族を辺境の荒地に植民・開拓させたことを述べたものである。岡田功氏によれば、このような「貴人」の辺地徙民などの変法は、旧来の世族層を排斥して、楚の王室と近親関係にある新興世族を王室下へ結集させるために行われた王権強化を目的とした政策で、吳起が殺害された後もその体制は維持され、一応の成功をみたとする（岡田一九八一）。また、徐中舒・唐嘉弘氏は、このような「貴人」の辺地徙民の具体例として、清・田雯『黔書』に見える宋家・蔡家⁽¹⁹⁾や、『史記』卷一六西南夷列伝及び『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝に見える莊蹻（豪）の事例を挙げる。そして、彼

らを西南地区開拓の先駆者と位置づけ、古代の楚人が西南地区に渡った経路で文献にその証を求めうるものとして、
 ①漢中の大巴山に沿った経路、②夔（丹陽附近）・巫を経て枳・渝に達し、さらに漢の僰道を経て南中（漢代の益州・永昌郡）に達する長江沿いの経路、③清江・沅江に従つて黔中・且蘭を経て、營（遵義）を中心とする地区に至る経路の三つを指摘する（図一参照）（徐・唐一九八一²¹）。両氏の指摘で大いに注目されるのは、第一に、前節で想定した牟托村出土青銅礼楽器の伝来経路二つのうち、漢水を遡る経路が両氏の指摘する経路①と合致することである。第二に、経路②・③沿いに虎鈕淳于が集中的に出土していることである（鄧輝一九九四）。高至喜・熊伝新氏によれば、虎鈕淳于は楚から伝わった淳于の環鈕を巴族が虎鈕に改めたものであるという（高・熊一九八〇）。これに従えば、虎鈕淳于は経路②・③から巴に伝わったと考えられ、さらに、前節でAに分類した諸器についても、長江沿いの経路②から成都平原へ伝わり、そこで模倣されたものが岷江を遡つて牟托村へ伝來したと考えられよう。また、「華陽国志」卷一巴志に



図一 牟托村出土青銅礼楽器伝来経路想定図

←：①漢水を遡る経路、②長江・岷江を遡る経路

↔-----：徐中舒・唐嘉弘氏の指摘する第三の経路（第一の経路は①、第二の経路は②と合致）

春秋、魯の桓公九年、巴子、韓服をして楚に告げしめ、鄧と好を爲さんことを請う。楚子、道朔をして巴の客を將いて鄧に聘せしむ。鄧の南鄙、攻めて其の幣を奪

う。巴子怒り、鄧を伐ち之を敗る。其の後、巴師・楚師、申を伐つ。楚子、巴師を驚かす。：（中略）：魯の文公十六年、巴、秦・楚と共に庸を滅ぼす。：（中略）：哀公十八年、巴人、楚を伐ち、鄭に敗る⁽²²⁾。

とあり、『左伝』莊公一八年条に

文王即位するに及び、巴人と申を伐ちて、其の師を驚かす。巴人、楚に叛して那處を伐ち、之を取る。遂に

楚に門す。閭敖、涌を游ぎて逸ぐ。楚子、之を殺す。

其の族、亂を爲す。冬、巴人、之に因りて以て楚を伐つ。⁽²³⁾

とあるように、漢水経路一帯において楚と巴の交渉が見られることがや、先述した来敏『本蜀論』に見える荆人警令の記述のほか、『史記』楚世家に

肅王四年、蜀、楚を伐ち、茲方を取る。是に於いて楚、扞關を爲り以て之を距ぐ。

とあるように、長江・岷江経路一帯において楚と蜀との交渉が見られることと、さらに『華陽国志』巴志に「巴・蜀、世々戦い争う」、同卷三蜀志に「巴は蜀と仇たり」とあるように、長期間に渡って巴・蜀の交渉があつたことを示す史料なども、漢水、及び長江・岷江を遡る一つの経路の文献で求めうる証として理解される。

以上を要するに、牟托村出土青銅礼楽器二五件が伝來し

古代四川の岷江上流域における楚系青銅器の伝播と受容

た二つの経路、即ち漢水を遡る経路、及び長江・岷江を遡る経路は（図一 参照）、文献史料に見える楚人が西南地区へ渡った経路と合致し、その背景には、この一帯における巴・蜀・楚の交渉、春秋中後期～戦国前期の楚が対外への勢力拡大を目的として行った小国の滅国・遷徙、及び王権強化を目的とした辺地徙民政策があつたと考えられる。

三、牟托一号墓を残した種族と

その墓主について

牟托一号墓を残した種族に関して、簡報は、出土遺物に蜀文化と類似するものが多いこと、及び古史伝説中に蜀国の魚鳧氏と杜宇氏が国を失った後、岷江上流域の山岳区に逃れた記述があることなどから、岷江上流域の石棺葬文化を蜀文化系統の一つとし、牟托一号墓を蜀人の墓葬とする。さらにその墓主について、隨葬品の多さから、これを王あるいは首領身分の人とし、K3:1 鼎銘を論拠に、岷江上流域の石棺墓を残した種族は先秦時期に古国を建立し、中原の周王朝文化と交わり、封賜されたのであろうと指摘する（茂県一九九四）。しかし、K3:1 鼎が「繁鼎」という典型的な楚系青銅器の一つであること、及び前節で検討した牟托村出土青銅礼楽器の性格とその伝来背景をふまえれば、

この説には従いがたい。本稿冒頭で指摘したように、石棺墓を残した種族は、従来、漢代に岷江上流域で活動していた冉駆と考えられているが、先行研究では、冉駆に関する文献解釈の相違や、石棺葬文化とその周辺文化との関係のとらえ方の相違などによって、冉駆の族属を氐羌系種族、或いは氐族、西南夷系種族とする諸説がある。⁽²⁴⁾ 本節ではこの問題を再検討し、改めて牟托一号墓を残した種族とその墓主について考察したい。

冉駆について、『史記』西南夷列伝に

西南夷、君長は什を以て數う、夜郎最大なり、：（中略）：筍自り以東北、君長は什を以て數う、冉駆最大なり。其の俗或は土著し、或は移徙す、蜀の西に在り。冉駆自り以東北、君長は什を以て數う、白馬最大なり。皆な氐の類なり。此れ皆な巴蜀の西南の外の蠻夷なり。

（後漢書）南蛮西南夷列伝に

西南夷は、蜀郡の徼外に在り。：（中略）：舊より東北に筍都國有り、東北に冉駆國有り、或いは土著し、或いは畜に隨いて遷徙す。冉駆より東北に白馬國有り、氏種是れなり。此の三國も亦た君長有り。：（中略）：冉駆夷は、武帝の開く所なり。元鼎六年、以て汶山郡と爲す。：（中略）：其の山に六夷・七羌・九氐有り、各々部落有り。其の王侯頗る文書を知り、而して法嚴

重たり。婦人を貴び、母族に黨しむ。死せば則ち其の尸を焼く。土氣多寒にして、盛夏に在るも冰猶お釋けず、故に夷人、冬は則ち寒を避け、蜀に入りて傭と爲り、夏は則ち暑を避け、其の聚邑に反る。皆な山に依りて居止し、石を累ねて室を爲り、高き者は十餘丈に至り、邛籠と爲す。

とある。『後漢書』では、「冉駆國」・「冉駆夷」とあるよう、冉駆が一種族のように述べられているが、『史記』卷一一七司馬相如列伝に「因りて冉を朝せしめ駆を從え」とあり、同卷一二三大宛列伝に「冉より出で、駆より出で」とあることからすれば、冉駆は冉・駆二つの種族と考えられる。『後漢書』において冉駆を一種族のように扱っているのは、李紹明・童恩正・夏麦陵氏らによれば、この地域で最大であった冉・駆二つの種族名をもつて諸種族を総称したためである（李紹明一九六三・童恩正一九七八・夏麦陵一九九五）。従って、これらの史料から理解されることは、漢代、筍（現四川省漢源県東南）より東北には君長が数十おり、そのうち冉と駆が最大であつたこと、及び汶山郡が置かれた冉駆の地には「六夷・七羌・九氐」が居り、それぞれに集落があつたということであり、冉駆の種族構成が複雑であったことがわかる。これは、『華陽國志』蜀志に

汶山郡、本、蜀郡北部都尉、孝武元鼎六年、置く。：
(中略)：六夷・羌胡・羌虜・白蘭峒九種の戎、牛馬・

旄幢・班罽・青頓・旄旛・羊羖の屬有り。

とあることからも窺える。童恩正氏は、冉駝の集落の中での数が最多であること、及び『三国志』卷三〇魏書烏丸鮮卑東夷伝の裴松之注引三国魏・魚豢『魏略』西戎伝に氐族を「蚺氐」と称している例があることを論拠に冉駝の族属を氐族とする(童恩正一九七八・一九八〇)。しかし、この「蚺氐」については、複雑な種族構成であった冉駩のうちの「冉」が「氐」に属すという解釈はできても、冉駩が「氐」であるとは解しがたい。さらに、『魏略』西戎伝ではその前文に「漢、益州を開きて自り、武都郡を置き、其の種人を排して、山谷間に分竄せしむ」とあるように、「蚺氐」を含む一段は、武都郡の氐について述べたもので、これを『史記』や『後漢書』に見える汶山郡の冉駩と同一種族とすることには疑問が残る。また、宋治民氏は、冉駩が『後漢書』では「冉駢夷」と称され、その後文に「六夷・七羌・九氐」とあるように、夷・氐・羌が明確に区別されていることから、冉駢夷は夷人であり、氐・羌とは区別すべきとする(宋治民一九八七・二〇〇一)。しかし、李紹明・任乃強氏らが指摘するように、漢・魏・南北朝時代の史書・地理書では夷・羌・氐がしばしば混用されているこ

とからすれば(李紹明一九六三・任乃強一九八七、一九六頁)、この説にも従いがたい。

以上から明らかなように、冉駩に関する文献史料から、その族属、即ち岷江上流域の石棺墓を残した種族を氐羌系、或いは氐族、西南夷系のいずれかに論定することは難しく、この問題は別の点から検討せざるを得ない。そこで注目されるのは、揚銘・夏麦陵氏らの指摘である。両氏は石棺葬文化に見える馬鞍形双耳罐・单耳罐などの土器や仰身直肢葬の葬俗などが、氐羌系種族の遺存と推定される寺窪・安国類型文化のそれに共通し、さらに両文化の中心地域である甘肃省東南部と岷江上流域とが隣接していることなどから、西北地区の寺窪・安国類型文化の居住民である氐羌系種族の一部が南下して岷江上流域へ至り、そこで石棺墓を残した、即ち、石棺墓を残した種族を寺窪・安国類型文化地区から南下してきた氐羌系の一支とする。そして、この種族が南下した原因は、紀元前一〇世紀よりほぼ二世紀もの長期に及んだ寒冷と日日照りにあると指摘する。⁽²⁵⁾さらに、岷江上流域における石棺墓の出現と流行は、この地区に採掘・加工しやすい板岩や片麻岩などからなる山が多かつたという自然地理条件によるものとする(揚銘一九九三・夏麦陵一九九五)。両氏の指摘をふまえれば、漢代に岷江上流域にいた冉駩は、史籍に「六夷・七羌・九氐」、「六夷・

羌胡・羌虜・白蘭峒九種之戎」などと記されるように、複雑な種族から構成されていたが、その主要部分は寺窪・安国類型文化地区から南下してきた氐羌系種族の一支であつたと考えられる。また、本稿冒頭で指摘した石棺葬文化についても、この氐羌系種族の一支が、移動先の自然地理条件に適応する中で形成されたものと考えられる。

以上を要するに、岷江上流域の石棺墓を残した種族は、西北の寺窪・安国類型文化地区から岷江上流域へ南下してきた氐羌系の一支に求められ、この種族は、漢代において史籍に「六夷・七羌・九氐」、「六夷・羌胡・羌虜・白蘭峒九種之戎」と記されるような複雑な種族から構成された冉駝の主要部分であったと考えられる。

最後に牟托一号墓の墓主について言及しておきたい。本稿冒頭で指摘したように、牟托一号墓は、岷江上流域の他の石棺墓には見られない青銅礼楽器が出土し、また、出土遺物の多さや陪葬坑の存在など、他の石棺墓と比べて極めて特殊であること、また、石棺墓を残した種族が寺窪・安国類型文化地区から南下してきた氐羌系の一支に求められ、この種族が冉駝の主要部分であったと考えられることなどから、李先登氏が指摘するように、牟托一号墓の墓主は冉駝の君長レベルの人物と考えられる（李先登一九九八）。

おわりに

本稿では、牟托一号石棺墓及び陪葬坑三基から出土した青銅礼楽器の分析と石棺墓を残した種族の族属問題の再検討を通して、春秋戦国期～漢代にかけて岷江上流域で活動していた種族が、この地域一帯に石棺墓を残した歴史的背景を考察した。その結果、以下のことを明らかにした。

一、牟托村出土青銅礼楽器は、楚系青銅器との密接な関わりが看取されるとともに、その類例が岷江上流域の他の石棺墓では見られないことから、これらは当地で製作されたものではなく、外地から伝来したものと考えられる。さらに、これら類例の出土地域の相違から、牟托村への伝来経路として、楚の領域内から長江・岷江を遡って成都平原へ至り、そこで模倣されたものがさらに岷江を遡る経路、及び漢水を遡って甘肅南部・四川北部を経る経路との二つが想定される。

二、牟托村出土青銅礼楽器が伝来した歴史的背景は、前項で述べた二つの経路一帯における巴・蜀・楚の交渉、春秋中後期～戦国前期に楚が対外への勢力拡大を目的として行った小国の滅国・遷徙、及び王権強化を目的とした辺地徙民政策に求められる。

三、岷江上流域の石棺墓を残した種族は、寺窪・安国類型文化地区から南下してきた氐羌系の一支に求められ、この種族は、漢代において史籍に「六夷・七羌・九氐」、「六夷・羌胡・羌虜・白蘭峒九種之戎」と記されるよう複雑な種族から構成された冉駹の主要部分であったと考えられる。

四、牟托一号墓は陪葬坑を伴い、有銘器を含む多数の青銅礼樂器が出土するなどの特殊性から、その墓主は冉駹の君長レベルの人物と考えられる。

五、成都平原方面の巴蜀文化には見られない独自の文化、即ち石棺葬文化は、寺窪・安国類型文化地区から南下してきた氐羌系種族の人々が、移動先の自然環境に適応する中で形成されたものと考えられる。

以上のこととは、戦国後期の岷江上流域における楚系青銅器の伝播と受容、即ち、一地方における楚系文化の伝播と受容の在り方を示す事例として理解される。また、岷江上流域において、このような青銅器が牟托一号墓、即ち冉駹の君長レベルの墓葬からしか出土していないことから、これらの青銅器は、墓主の身分の高さを象徴する、珍重すべきものとして受容されたと推測される。ここで注目されるのは、中原文化との交流を通して生じた楚系文化という一つの地域文化が、さらにその周辺へ広がったという事実である。

古代四川の岷江上流域における楚系青銅器の伝播と受容

る。そこには、岷江上流域にいた冉駹が、楚系文化を通じて中原文化を受容したという二重の地域性が看取される。そして、改めて問題となるのは、これより後、秦の六国統一に際して、地域文化が中国文明に編入されていく過程の中で、このような中原文化受容の一重性がどのように位置づけられるかということであろう。

更に言えば、この問題は、これより以前の西周代においても、周王朝の諸侯封建を通じて、地域文化が周文化を受容していく過程を分析する上で重要な示唆を与えてくれるものであるが、これは今後の課題としたい。

註

(1) ここでいう岷江上流域とは、汶川県より上流を指す。

(2) なお、二号坑との関係は不明であるが、一九九八年に牟托一号石棺墓附近で石棺墓の蓋板が発見されている（森二〇〇三）。

(3) 楚系青銅器とは、劉彬徽氏が指摘する如く、楚国の青銅器、及び楚系文化系統に属す青銅器を指す（劉彬徽一九九五、一頁）。

(4) 劉彬徽氏によれば、「繁鼎」とは口沿と腹壁とが一直線で、口沿近くの外壁が「たが」のように突起している子母口深腹鼎をいう。しかし、K3:1鼎とその類例①・②・③（表三参照）は、器の口沿部が内折して蓋と子母口をなし

ており、氏が「饋鼎」に分類する形である。氏は、春秋期の饋鼎は繁鼎と形が近いとも指摘しており、春秋～戦国前期頃において、両者の区別はそれほど明確でなかったのかかもしれない（劉彬徽一九九五、一一四～一五・一一七～一九頁）。

(5) 簡報によれば、K 1:6 及び K 2:2 盞には、他に同形のものがそれぞれ二件あるが、未公表である。また、簡報は M 1:67 を鼎、M 1:71・K 1:6・K 2:2 を敦形器とするが、本稿では夏麦陵・宋治民・李先登氏らに従ってこれら全てを盞とした（茂県一九九四・夏麦陵一九九五・宋治民一〇〇一・李先登一九九八）。劉彬徽氏によれば、盞とは春秋中期～戦国前期の楚系青銅器に見られる盆形の敦である（劉彬徽一九九五、一五一～一六七頁）。M 1:67 の類例も盞とすべきであろう。

(6) M 1:124 鐘鐘の紋様については、茂県一九九四の図一一一

1、図一一一、図一四を参照。

(7) 與・舉・缶の上古復元音は、それぞれ diag (平声、上

声、去声)・diag (平韻)・liag (上韻) である（董同龢一

九四四、一五七頁）。

(8) 『史記』卷三二斉太公世家に「其先祖嘗爲四嶽、佐禹平水土甚有功。虞夏之際、封於呂、或封於申。姓姜氏」とあり、同馬貞索隱引『地理志』に「申在南陽宛縣、申伯國也。呂亦在宛縣之西也」とある。

(9) 氏はその論拠として、K 3:1 鼎の「八月初吉丁亥」は、張培瑜氏の測算によれば、昭公一年（前五三一）～哀公

二七年（前四六八）において、哀公四年（前四九一）だけであることを指摘する（魏啓鵬一九九五・張培瑜一九八七、一六六頁）。

(10) 『水經注』卷三三江水条引來敏『本蜀論』に「荆人鑿令死。其尸隨水上、荆人求之不得。鑿令至汶山下、復生、起見望帝。望帝者、杜宇也。從天下。女子朱利、自江源出、爲宇妻、遂王于蜀、號曰望帝。望帝立以爲相。時巫山峽而蜀水不流、帝使鑿令鑿巫峽通水、蜀得陸處。望帝自以德不若、遂以國禪、號曰開明」とある。また、これと同内容の記述は、揚雄『蜀王本紀』（『後漢書』卷五九張衡列伝李賢注引、『文選』卷一五張平子「思玄賦」李善注引、北宋・吳淑『事類賦』卷六引、『太平御覽』卷八八八引、同卷九二三引、『太平廣記』卷三七四引）、『太平御覽』卷五六引応劭『風俗通義』佚文、『華陽國志』蜀志、『太平御覽』卷一六六引北魏・顧驥『十三州志』にも見える。

(11) 『呂氏春秋』開春論貴卒。

(12) 注(7) 参照。

(13) 例えば、呂王鬲（『殷周金文集成』六三五）・呂姬姬鬲（同六三六）・呂伯段（同三九七九）・呂王壺（同九六三〇）などは「呂」に作り、一九七四年と一九七九年に河南省信陽市で発見された呂国銅器では「甫」に作る（信陽一九八〇七）。

(14) 蒙文通氏は、呂が黄州府に遷された論拠として、同地に呂王城遺址（湖北省孝感市大悟県呂王鎮。図一参照）があることを指摘する（蒙文通一九五八、一六～一七頁、同一

九九三、六五（六六頁）。しかし、呂王城遺址の簡報は、呂国ではなく、弦国との関連を指摘する（孝感一九九〇）。

(15) 淩川下寺出土の呂国青銅器は鎧八件（M10:73～80）と

鐘九件（M10:66～72、M10:83～84）、蓼国青銅器は三六号墓出土の戈一件（M36:19）、江国青銅器は一号墓出土の鬲一件（M1:42）である（河南一九九一、四五・四六・六〇・六二頁）。なお、『春秋』・『史記』楚世家によれば、江国の滅亡は前六二三年、蓼国の滅亡は前六二二年である。

(16) 呂国器の鐘・鎧に関して、劉彬徽氏は呂国滅亡後に呂の宗族の後人がこれらを製作したとする（劉彬徽一九九五、一一〇～一二一・三一八～三一九頁）。これに従えば、この鐘・鎧は呂国滅亡後に旧国人層達が遷された先で製作したものと理解される。

(17) 蔡国の滅亡は『史記』楚世家惠王四年（前四四七）条に見え、黄国の滅亡は『左伝』僖公二年（前六四八）条に見える。

(18) 『左伝』・『史記』楚世家によれば、戦国初めの惠王の時代までに權・申・鄧・庸（漢水流域）、息・弦・黃・江・

六・蓼・舒蓼・陳・蕭・舒庸・舒鳩・頓・胡・蔡（淮水流域）、夔・賴（厲）・唐（長江流域）の諸国が滅ぼされている。

(19) 同書上巻苗俗宋家条に「宋家蓋中國之裔、春秋時宋爲楚子所蠶食、俘其人民而放之南徼、遂流爲夷、即宋宣慰之祖也。通漢語、識文字、勤于耕績」、同蔡家条に「蔡家即宋人、亦爲楚所俘」とある。

古代四川の岷江上流域における楚系青銅器の伝播と受容

(20) 『史記』西南夷列伝に「始楚威王時、使將軍莊蹻將兵循

江上、略巴・（蜀・）黔中以西。莊蹻者、故楚莊王苗裔

也。蹻至滇池。（地）方三百里、旁平地、肥饒數千里。以

兵威定屬楚。欲歸報、會秦擊奪楚巴・黔中郡、道塞不通。

因還、以其衆王滇。變服、從其俗、以長之」、『後漢書』南

蛮西南夷列伝に「初楚頃襄王時、遣將莊豪從沅水伐夜郎。

軍至且蘭、椓船於岸而步戰。既滅夜郎、因留王滇池」とあ

る。

(21) 徐中舒・唐嘉弘両氏はその論拠として、第一の経路につ

いては、その北端が『戰國策』秦策三蔡沢見逐於趙章に「棧道千里、通于蜀漢」とある経路に繋がるものであること、第二の経路は『漢書』卷八七揚雄伝で揚雄の先祖が楚から蜀に至った経路であること、第三はの経路は『史記』

西南夷列伝及び『後漢書』南蛮西南夷列伝において莊蹻が夜郎・滇池に行つた経路であることを指摘する。

(22) これと同内容の記述は、『左伝』桓公九年条、同文公一六年条、同哀公一八年条にも見える。

(23) これと同内容の記述は、『華陽国志』巴志にも見える。

(24) 岷江上流域の石棺墓を残した種族を冉駹とし、その族属を氐族とするのは董恩正一九七八。氐羌系種族とするのは、陳祖軍一九九六、蔣宣忠一九八一・一九八五、夏麦陵一九九五、李先登一九九八。西南夷系種族とするのは、宋治民二〇〇一。

(25) この寒冷と日照りについては、蒙文通一九五八（一～七頁）、竺可楨一九七九（四七九頁）を参照。

〔参考文献〕

- 阿壙一九八七 阿壙藏族自治州文物管理所・理県文化館「四川省成都盆地における巴蜀文化の研究」平成九年度・平成一二年度科学的研究補助金（基盤研究（B）（一））研究成果報告書（課題番号 03410108）、一一〇〇一年七月）
- 岡田一九八一 岡田功「楚国と吳起変法——楚国の国家構造把握のために——」（『歴史学研究』一九八一—二）
- 小澤一九九六 小澤正人「岷江上流域戦国時代石棺墓の一考察」（『史觀』第一三五冊、一九九六年）
- 郭宝鈞一九八一 郭宝鈞『商周銅器群綜合研究』（文物出版社、一九八一年一二月）
- 河南一九八三 河南省文物研究所新鄭工作站「河南新鄭縣李家村発現春秋墓」（『考古』一九八三—八）
- 河南一九九一 河南省文物研究所・河南省丹江庫区考古发掘隊・淅川県博物館『淅川下寺春秋楚墓』（文物出版社、一九九一年一〇月）
- 夏麦陵一九九五 夏麦陵「茂県牟托石棺葬与冉氏国」（羅世烈等主編『先秦史与巴蜀文化論集』歴史教学社、一九九五年）
- 魏啓鵬一九九五 魏啓鵬「茂汶新出与子鼎跋」（羅世烈等主編『先秦史与巴蜀文化論集』歴史教学社、一九九五年）
- 高・熊一九八〇 高至喜・熊伝新「楚人在湖南的活動遺跡概述——兼論有關楚文化的几个問題」（『文物』一九八〇—一〇）
- 項・李一九九五 項春松・李義「寧城小黑石溝石樟墓調査清理報告」（『文物』一九九五—五）
- 孝感一九九〇 孝感地区博物館「湖北大悟呂王城遺址」（『江漢考古』一九九〇—一）

江章華一〇〇一 江章華「岷江上游的石棺墓」（工藤元男『四川省成都盆地における巴蜀文化の研究』平成九年度・平成一二年度科学的研究補助金（基盤研究（B）（一））研究成果報告書（課題番号 03410108）、一一〇〇一年七月）

広西一九七三 広西壯族自治区博物館「広西恭城県出土的青銅器」（『考古』一九七三—一）

竺可楨一九七九 竺可楨「中国五千年來氣候變遷的初步研究」（『竺可楨文集』科学出版社、一九七九年三月）

徐・唐一九八一 徐中舒・唐嘉弘「古代蜀楚的關係」（『文物』一九八一—六、後、徐中舒主編『巴蜀考古論文集』（文物出版社、一九八七年八月）に再録）

蔣宣忠一九八一 茂汶羌族自治州文化館「四川營盤山の石棺葬」（『考古』一九八一—五）

蔣宣忠一九八五 蔣宣忠「四川茂汶別立、勒石村の石棺葬」（『文物資料叢刊』九、文物出版社、一九八五年一〇月）

襄樊一九八六 襄樊市博物館・穀城県文化館「襄樊市、穀城县館藏青銅器」（『文物』一九八六—四）

任乃強一九八七 任乃強『華陽國志校補図注』（上海古籍出版社、一九八七年一〇月）

新都一九八一 四川省博物館・新都県文物管理所「四川新都戰國木椁墓」（『文物』一九八一—六）

信陽一九八〇a 信陽地区文管会・潢川県文化館「河南潢川県発現黃国和蔡国銅器」（『文物』一九八〇—一）

信陽一九八〇b 信陽地区文管会「河南信陽発現兩批春秋銅器」（『文物』一九八〇—一）

隨縣一九八〇 隨縣博物館「湖北隨縣城郊發現春秋墓葬和銅器」（『文物』一九八〇—一）

成都一九八九 成都市文物管理處「成都三洞橋青羊小区戰國墓」（『文物』一九八九—五）

全集五 中國青銅器全集編集委員會編『中國青銅器全集五 西周』（文物出版社、一九九六年七月）

全集一三 中國青銅器全集編集委員會編『中國青銅器全集一三 巴蜀』（文物出版社、一九九四年六月）

宋治民一九八七 宋治民「試論川西和滇西北的石棺葬」（『考古與文物』一九八七—三）

宋治民二〇〇一 宋治民「四川茂県牟托一號石棺墓若干問題的初步分析」（四川大學歷史文化學院考古學系編『四川大學考古專業總見四十周年暨 馮漢驥教授百年誕辰記念文集』

四川大學出版社、二〇〇一年三月）

張培瑜一九八七 張培瑜『中國先秦史曆表』（齊魯書社、一九八七年六月）

陳祖軍一九九六 陳祖軍「西南地區的石棺墓分期研究——關於“

石棺葬文化”的新認識」（四川省文物考古研究所編『四川考古論文集』文物出版社、一九九六年一二月）

鄧輝一九九四 鄧輝「虎鈕淳于用途初探」（『四川文物』一九九四—一）

董同龢一九四四 董同龢『上古音韻表稿』（中央研究院歷史語言研究所、一九四四年二月）

童恩正一九七七 童恩正「我國西南地區青銅劍的研究」（『考古學報』一九七七—一、後、同『中國西南民族考古論文集』

古代四川の岷江上流域における楚系青銅器の伝播と受容

（文物出版社、一九九〇年六月）に再録）

童恩正一九七八 童恩正「四川西北地區石棺葬族屬試探——附談有關古代氐族的幾個問題」（『思想戰線』一九七八—一、後、同『中國西南民族考古論文集』（文物出版社、一九九〇年六月）に再録）

童恩正一九八〇 童恩正「近來中國西南民族地區戰國秦漢時代的考古發現及其研究」（『考古學報』一九八〇—四、後、同『中國西南民族考古論文集』（文物出版社、一九九〇年六月）に再録）

林一九八四 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究——殷周青銅器綜覽』（吉川弘文館、一九八四年二月）

林一九八九 林巳奈夫『春秋戰國時代青銅器の研究——殷周青銅器綜覽』（吉川弘文館、一九八九年一月）

馮・童一九七三 馮漢驥・童恩正「岷江上游的石棺葬」（『考古學報』一九七三—二）

蒙文通一九五八 蒙文通『周秦少數民族研究』（龍門聯合書局、一九五八年七月）

蒙文通一九九三 蒙文通『古族甄微』（巴蜀書社、一九九三年四月）

茂県一九九四 茂県羌族博物館・阿壩藏族自治州文物管理所「四川牟托一號石棺墓及陪葬坑清理簡報」（『文物』一九九四—三）

茂汶一九八三 四川省文管會・茂汶縣文化館「四川茂汶羌族自治縣石棺葬發掘報告」（『文物資料叢刊七』文物出版社、一九八三年二月）

森 一〇〇二 森和「早稻田大學長江流域文化研究所一〇〇一年度夏期調査報告」（早稻田大學長江流域文化研究所『長江流域文化研究所年報』第一号、一〇〇二年一〇月）
楊 銘 一九九三 楊銘「試論氐與蜀關係」（李紹明・林向・趙殿增主編『三星堆与巴蜀文化』巴蜀書社出版、一九九三年一月）
叶・羅 一九九九 叶茂林・羅進勇「四川汶川縣昭店村發現的石棺葬」（『考古』一九九九一七）
洛陽 一九九九 洛陽市文物工作隊「洛陽市⁶¹³所東周墓」（『文物』一九九九一八）

李紹明 一九六三 李紹明「關於羌族古代史的幾個問題」（『歷史研究』一九六三一五）
李先登 一九九八 李先登「四川茂縣牟托石棺墓初步的研究」（『中國歷史博物館館刊』總三〇期（一九九八年）、後、同『夏商周青銅器文明探研』（科學出版社出版、一〇〇一年九月）に再録）

劉彬徽 一九九五 劉彬徽『楚系青銅器研究』（湖北教育出版社、一九九五年七月）

〔附記一〕 本稿は、一〇〇一年度の早稻田大學長江流域文化研究所夏期調査の際に茂県羌族博物館より提供して頂いた資料に基づいて執筆したものである。この場を借りて茂県羌族博物館の関係各位に深く感謝し、厚く御礼を申し上げる次第である。

〔附記二〕 本稿は、一〇〇二年度早稻田大学特定課題研究助成費（課題番号2002A-820）の研究成果である。